

第7章 計画推進にあたって

本プランは、市全体の整備目標、その実現に向けた部門別整備方針、地域別整備構想で構成されています。部門別整備方針、地域別整備構想を推進するためには、関係する事業の調整と進行管理を行う体制を確立するとともに、各地域においては地域別整備構想に基づいて地域住民が主体となったまちづくりを推進することが重要になります。

さらに、例えば桑名駅周辺地区整備や高齢化が進む住宅団地の再生など、地域の賑わいづくりや活性化に向けて、民間事業者等のノウハウを活かした公民連携のまちづくりを促進することがますます重要になっています。

7-1 庁内の推進体制

① 個別施策・事業の推進

〈個別計画との調整〉

本プランで示されている施策・事業のなかには、緑の基本計画、景観計画、中心市街地活性化基本計画などの関連する個別計画に基づいて実施されるものが多く見られます。

したがって、本プランを推進するには、整備目標や都市整備方針と個別計画の内容との整合性を図る必要があります。そのため、個別計画の策定にあたっては、総合計画をもとに本プランとの調整を図ります。

〈土地利用規制の見直し〉

本プランに示す土地利用計画を具体化するためには、国、三重県および地権者と協議・調整し、市街化区域、用途地域、農用地区域の変更、地区計画、生産緑地等の指定・見直しを検討します。

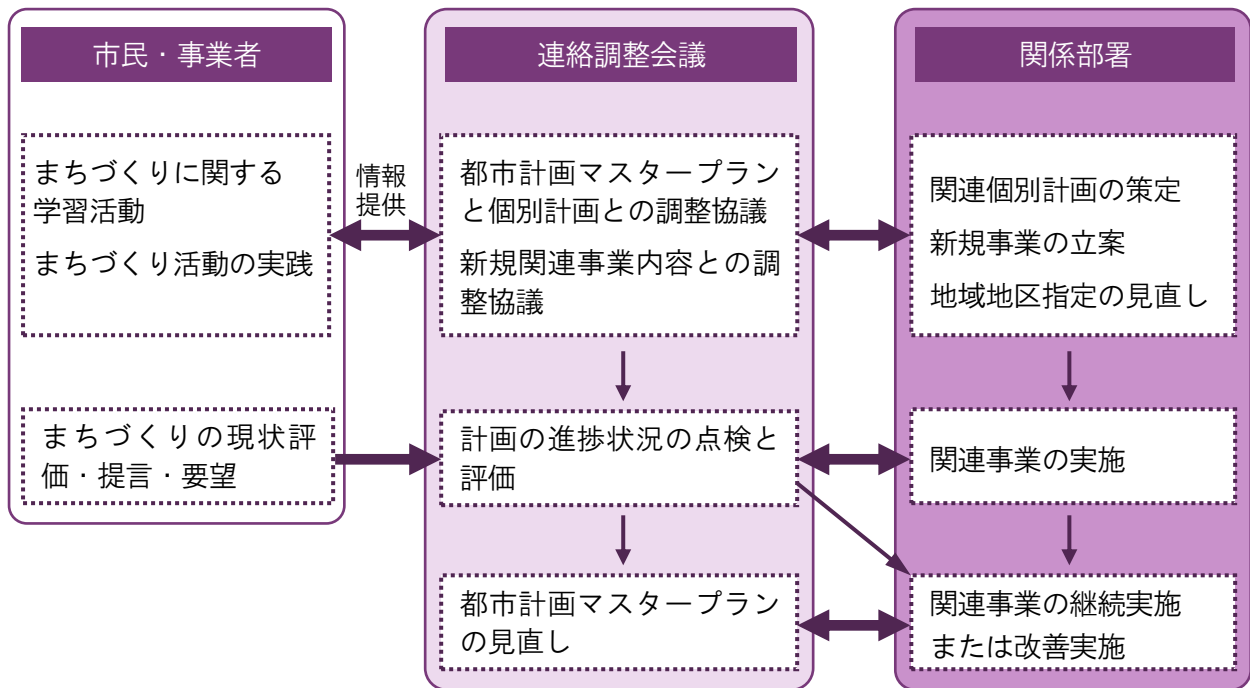
② 計画の進行管理

本プランを推進するために、プランに基づく関連事業を実施計画に反映させて着実な事業実施を図るほか、定期的に施策・事業の進捗状況を確認したうえで、必要に応じて計画内容を見直すことも検討します。

そのために、庁内の関係部署によって構成される連絡調整会議を開催し、計画の進捗状況の点検・評価および計画の見直しのほかに、各課の個別計画や新規事業内容の調整を図ります。

また、計画の点検・評価にあたっては、本プランの内容と進捗状況を市民・事業者へ情報提供を行い、各主体によるまちづくりの活動を促進するとともに、市民・事業者の視点から見たまちづくりの現状に対する評価や今後の進め方についての提案を受け、評価や見直しに反映させるように努めます。

図7-1 都市計画マスタープランの推進体制



7-2 住民主体のまちづくりの推進

① 地域住民の意識の向上

地域のまちづくりを進めるには、そこに住む地域住民が地域の魅力や問題点を理解し、まちづくりに関心を持つ必要があります。

そのため、本プランおよび地域別整備構想についての幅広く市民にPRするとともに、まちづくりの先進事例や地域の歴史・文化について、地域住民が気楽に学習できるようにわかりやすい学習資料の提供や自主的な学習活動の支援を行います。

② 「(仮称)まちづくり協議会」とともに策定した地域別構想の推進

「(仮称)まちづくり協議会」とともに策定した地域別整備構想に基づき、地域住民と行政が協力してまちづくりを展開していきます。

地域住民は地域が主体となる取組みに対しては積極的に参画し、行政は地域別整備構想に基づき土地利用の検討や規制の見直し、都市施設の整備等について可能なものから進めていきます。

③ 行政の支援

地域住民主体のまちづくりを着実に推進させるために、地域別整備構想は次のような行政の支援策についても検討します。

■ 「(仮称)まちづくり協議会」への支援

「(仮称)まちづくり協議会」とともに円滑に地域別整備構想が策定できるよう、情報提供や専門的な助言等地域別整備構想策定に対して必要な支援を行います。

■ まちづくり活動の支援

地域住民が主体的に取り組む活動を促進するために、活動のスタートアップや新たな活動の展開に必要な支援制度を検討するとともに、人的支援をはじめとして事業が円滑に進むようにサポートに努めます。

■ 条例等による支援

住民参加のまちづくりを全市的に推進するために、行政、市民の責務などを規定した条例等による支援が考えられます。

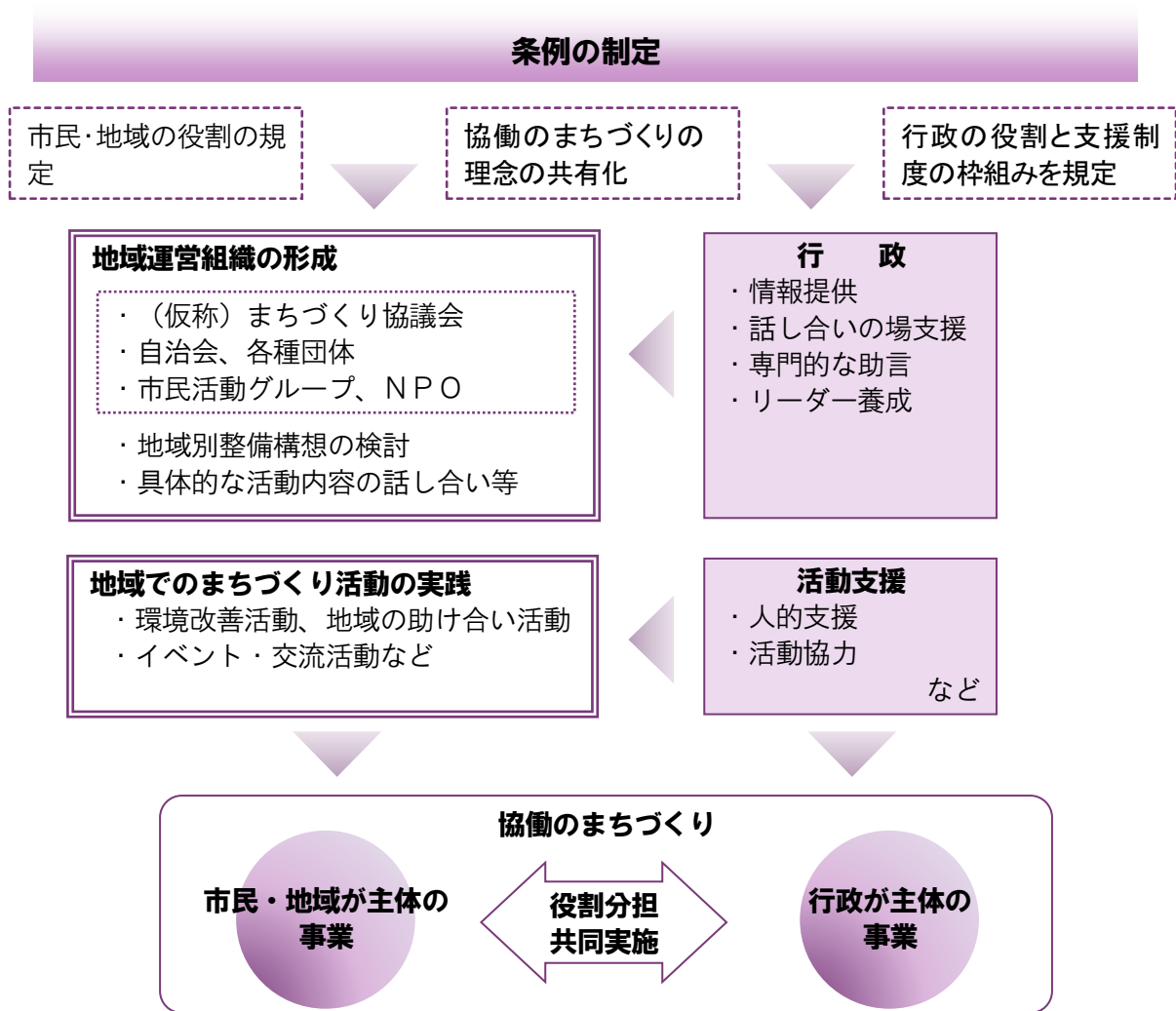
地域住民による主体的なまちづくり活動を積極的に促進するために、支援制度を規定することも検討します。

■ 話し合いの支援

地域での話し合いが円滑に進むように、情報の提供、話し合いの場の運営支援、専門的な助言を行います。

また、早い時期に自立した運営ができるように、地域活動の中心的な担い手となる活動リーダーを養成するための研修事業や地域のリーダーを専門的に補佐する専門家アドバイザー派遣制度などが考えられます。

図7-2 住民主体のまちづくりの推進体制



7-3 公民連携によるまちづくりの推進

官民連携による地域の賑わいづくりなどを促進するための法制度として、都市再生特別措置法に基づき、市町村と連携してまちづくりに取り組む団体を支援する制度や、道路空間を活用してオープンカフェを開くなどして賑わいを演出することのできる制度等があります。これらの制度は、下表に示すように繰り返し法改正を行うことにより充実が図られています。

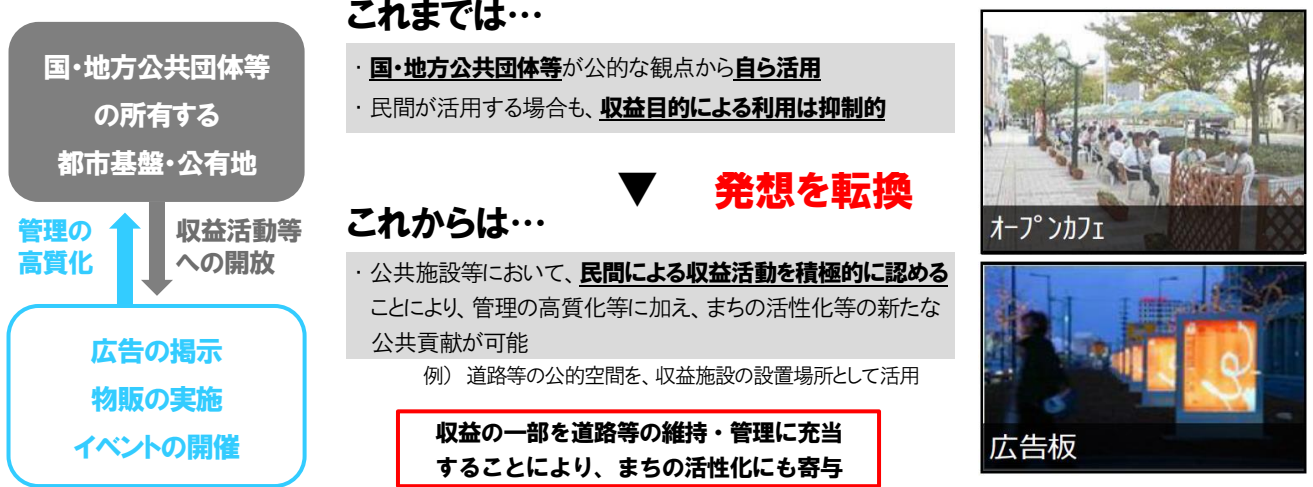
表7-1 都市再生特別措置法（平成14年制定）の改正経緯等

平成16年	まちづくり交付金制度の創設
平成17年	まちづくり交付金のエリアを対象とした民間都市再生整備事業計画の認定制度による金融支援・税制特例の創設
平成19年	都市再生整備推進法人の指定制度の創設、民間都市再生事業計画の認定申請期限の5年延長
平成21年	歩行者ネットワーク協定制度の創設
平成23年	道路の上空利用のための規制緩和、道路占用許可特例制度の創設、都市利便増進協定制度の創設、都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度および都市再生整備推進法人制度の拡充
平成24年	防災機能の向上を図るための都市再生安全確保計画および都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設
平成26年	市町村によるコンパクトなまちづくりを支援するための立地適正化計画に関する制度の創設
平成28年	民間都市再生事業計画の認定申請期限の5年延長、都市公園の占用許可特例制度・低未利用土地利用促進協定制度の創設
平成30年	立地誘導促進施設協定制度・低未利用土地権利設定等促進計画制度の創設、都市再生推進法人の業務の追加

出典：官民連携まちづくりの進め方 都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き（国土交通省）

特に平成23年の法改正では、市町村と連携してまちづくりに取り組む団体を支援する制度や道路空間を活用して賑わいのあるまちづくりを実現する制度等ができました。これにより、民間主体にとってはまちづくりの取組みを展開しやすくなり、行政にとっては民間主体による賑わいの創出や公共施設等の整備・管理の負担軽減が期待されます。

図7-3 都市基盤や公有地等の民間の収益活動等への開放
(都市再生特別措置法 平成23年改正)



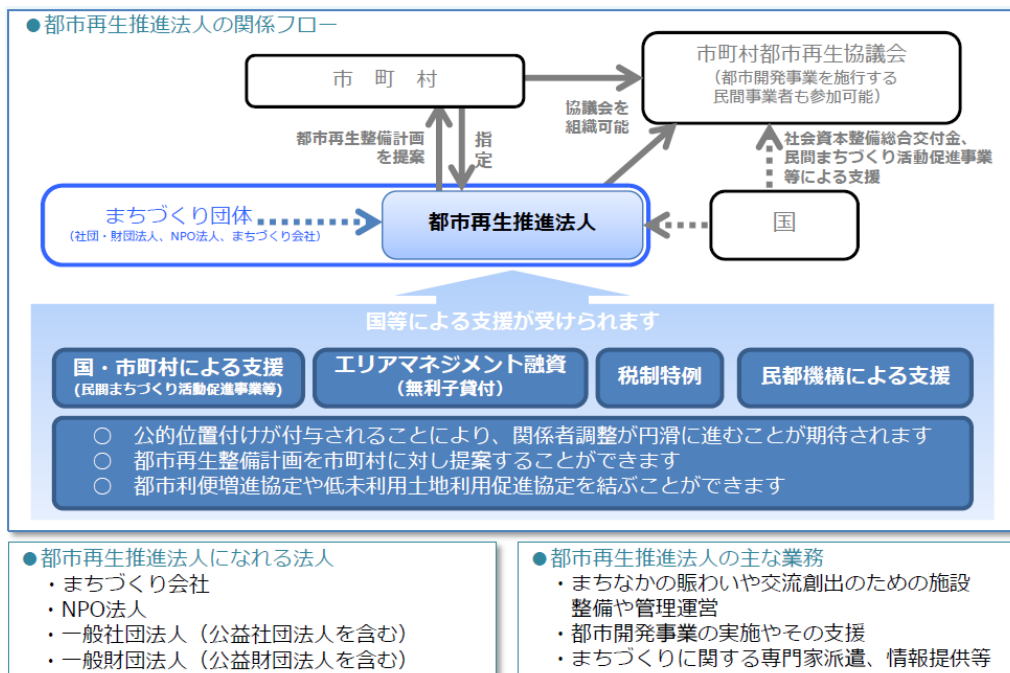
出典：官民連携まちづくりの進め方 都市再生特別措置法に基づく制度の活用手続き（国土交通省）

また、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担うる団体を「都市再生推進法人*」として市町村が指定する制度があり、これに指定されることで公的な位置づけが付与されるほか、公的な財政支援を受けられるなどのメリットがあります。

こうした国の支援制度の活用を図りつつ、本プランの実現に向けて、民間事業者や地元組織、住民等多様な主体が連携したまちづくりを推進します。

(※平成26年の法改正により「都市再生整備推進法人」から改称)

図7-4 都市再生推進法人の関係フロー



出典：都市再生推進法人制度について（国土交通省）